

新愛知県がんセンター整備基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

2026 年 10 月
愛知県病院事業庁

目次

目次	2
1 趣旨	4
(1) 目的	4
(2) 実施要領の位置付け	4
2 業務概要等	4
(1) 業務概要	4
(2) 委託業務名称	4
(3) 履行期間	4
(4) 発注者	4
(5) 予定価格	4
(6) 業務内容	4
(7) 技術提案課題	5
3 参加資格	5
(1) 参加者等の構成等	5
(2) 参加者等に要求される資格	5
(3) 配置予定技術者に要求される要件等	7
4 日程	7
5 手続に関する事項	8
(1) 実施要領等の配布	8
(2) 参考資料	8
(3) 質問・回答	9
(4) 現地見学会	9
(5) 参加申込の手続	9
(6) 技術提案書等の手続	10
6 最優秀提案者の選定に関する事項	11
(1) 選定委員会	11
(2) 最優秀提案者の選定	11
7 設計業務委託契約	13

(1)	契約交渉	13
(2)	契約締結	13
8	資格の喪失に関する事項	13
9	その他留意事項	13
別紙	技術提案書作成要領	15

1 趣旨

(1) 目的

愛知県では、本県のがん対策の中核を担う愛知県がんセンターが、今後も日本のがん医療・がん研究をけん引し続けていくため、将来の新愛知県がんセンター整備に向けた検討を進めている。新愛知県がんセンター整備基本設計業務(以下「本業務」という。)では新愛知県がんセンター整備にあたり、基本構想、基本計画やこれまでに整理を行った諸条件等に基づいて、基本設計業務において必要な調査・検討を踏まえ関係者と協議し、対象施設に求められる機能や性能、グレードを明確化し基本設計図書等に整理する。また、本業務の対象施設については、基本設計終了後に実施設計・施工一括発注方式等の様々な事業手法で発注することを検討しているため、事業手法に応じた事業範囲の検討や事業者の公募に必要な資料等を作成する。

(2) 実施要領の位置付け

この実施要領(以下「本要領」という。)は、愛知県病院事業庁(以下「発注者」という。)が実施する本業務にかかる公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

また、本要領は以下に示す書類と一体のもの(以下「実施要領等」という。)として位置付ける。

- ア 新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル審査基準書
- ウ 新愛知県がんセンター整備基本設計業務特記仕様書
- エ 建築設計業務委託共通仕様書
- オ プロポーザル様式集(様式第1～15号)
- カ 新愛知県がんセンター整備基本設計業務委託契約書(案)
- キ 参考資料

なお、本プロポーザル手続にあたり、参加者から提出された書面を総称して「提案書等」という。

2 業務概要等

(1) 業務概要

本業務は、新愛知県がんセンターの整備に向けて、「新愛知県がんセンター基本構想」「新愛知県がんセンター整備基本計画」「新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務報告書」に基づき、基本設計、その他業務(必要となる許可申請等の手続業務等を含む)を行うものである。

(2) 委託業務名称

新愛知県がんセンター整備基本設計業務

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2028年6月30日(金)まで

(4) 発注者

愛知県病院事業庁長 丹羽 康正

(5) 予定価格

金 613,910,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(6) 業務内容

「新愛知県がんセンター整備基本設計業務特記仕様書」のとおり。

(7) 技術提案課題

技術提案を求める技術提案課題は以下に示す事項とする。

- ① 次代のがん医療・研究の中核施設としての役割を果たす施設計画
- ② がん医療、がん研究の変化や、災害・感染症などの発生にも柔軟に対応できる施設計画
- ③ 建設市況の変動を見据えた、建設コスト及びライフサイクルコスト、ライフサイクルカーボンの削減に関する方策
- ④ その他独自提案

3 参加資格

(1) 参加者等の構成等

本業務の手續に参加することができる者は、単独企業または複数企業で構成する共同企業体とする。共同企業体により参加する場合は、構成企業の中から代表企業を定めるとともに、代表企業以外の構成企業は本要領に定める委任状を提出すること。また、併せて提出する参加申込書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が手續を行うものとする。

なお、単独企業または共同企業体の各構成企業（以下「参加者等」という。）は、他の参加者等として本事業の手續に参加できないものとする。

ア 代表企業の取扱い

共同企業体の代表企業は、変更できないものとする。

イ 構成企業の取扱い

参加申込書の提出以降、構成企業の変更は原則として認めない。構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者と協議するものとし、発注者がその事情を検討の上、変更を認めた場合に限り、変更することができる。その場合、参加者等であった者は新たに参加できないものとする。

(2) 参加者等に要求される資格

本業務の手續に参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県建設局、都市・交通局、建築局の入札参加資格者名簿に建築設計業務に係る認定を受けていること、または当該業種に係る入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。
- ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- エ 参加申込書の提出日から本業務の見積日までの間において、愛知県病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 参加申込書の提出日から本業務の見積日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手續開始の申立てがなされている者または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手續開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手續開始の決定を受けた者または会社更生法に基づく更生手續開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手續開始または更生手續開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- キ 県が設置する新愛知県がんセンター整備基本設計業務事業者選定委員会の委員（「6（1）選定委員会」に記載のとおり）が属する法人またはその法人と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

- ク 他の参加者等との間に、資本関係または人的関係がある者でないこと。
- ケ 新愛知県がんセンター整備事業(以下「本事業」という。)に係る発注者支援業務の受託者若しくは再委託先又は当該受託者若しくは当該再委託先と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

なお、本事業に係る発注者支援業務の業務名は以下のとおり。

- ・新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務
- ・新愛知県がんセンター整備 CM (コンストラクション・マネジメント) 業務
- ・新愛知県がんセンター開設支援業務

※「資本関係若しくは人的関係がある者」とは、下記(ア)から(ウ)に該当する場合をいう。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等または更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社または合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の手続の適正さが阻害されると認められる場合

- コ 参加者等は、過去15年間(2011年4月1日から参加申込書を提出する前日まで)に、本業務と同種業務(ア)及び類似業務(イ)を元請として完了、引き渡した実績を有すること。

同種業務（ア）病床数 300 床以上の病院の新築または増改築（増築の場合、増築部分が 300 床以上の病棟を含む病院に限る。）の基本設計（建築及び建築設備設計を含む）業務

類似業務（イ）延床面積 5,000 m²以上の生物学実験施設を有する大学、研究施設の新築または増改築の基本設計（建築及び建築設備設計を含む）業務

（３） 配置予定技術者に要求される要件等

ア 配置予定の管理技術者及び各主任技術者は、参加者等の組織に直接的かつ恒常的に、本件の公示日から遡って 3 か月以上の雇用関係を有すること。

イ 配置予定技術者については、下記に示す資格を保有している者を配置すること。

（ア）管理技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

（イ）建築（意匠）担当主任技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

（ウ）建築（構造）担当主任技術者：建築士法第 10 条の 3 第 1 項に規定する構造設計一級建築士

（エ）電気設備担当主任技術者：建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定する設備設計一級建築士または同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

（オ）機械設備担当主任技術者：建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定する設備設計一級建築士または同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

ウ 管理技術者及び各主任技術者の業務実績は、過去 15 年間（2011 年 4 月 1 日から参加申込書を提出する前日まで）に（２）コに掲げる同種業務（ア）について、管理技術者または主任技術者として従事し、当該業務を完了した実績を有すること。なお、電気設備担当主任技術者として配置予定の者は電気設備分野での実績を有し、機械設備担当主任技術者として配置予定の者は、機械設備分野での実績を有する者とする。

エ 管理技術者及び各主任技術者は単独で配置すること。

4 日程

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

手続	日程
公示	2026 年 10 月 30 日（金）
質問書提出期限	11 月 6 日（金）
質問書回答	11 月 12 日（木）
参加申込書等提出期間	11 月 13 日（金）～11 月 17 日（火）
参加資格要件確認結果・技術提案書等提出要請通知	11 月 25 日（水）頃
現地見学会	11 月 30 日（月）～12 月 11 日（金） （12 月 9 日（水）、10 日（木）を除く）
技術提案書等提出期限	2027 年 1 月 21 日（木）
一次審査（技術提案書等の審査）	2 月 8 日（月）
一次審査結果通知（二次審査参加要請）	2 月 8 日（月）頃
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	2 月 11 日（木・祝）
二次審査結果（選定・非選定）通知	2 月中旬
契約締結	2 月下旬

※日程は、現時点の予定で、変更されることがある。

5 手続に関する事項

(1) 実施要領等の配布

ア 配布方法

愛知県のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/new-acc-kihonsekkei.html>) からダウンロードして入手してください。

イ 問合せ先

実施要領等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問合せてください。

愛知県病院事業庁経営課新がんセンター整備グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話 (052) 746-9248

電子メール byoin-keiei@pref.aichi.lg.jp

ウ ダウンロードできる期間

2026年10月30日(金)から2027年1月21日(木)まで

エ 配布資料

(ア) 新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

(イ) 新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル審査基準書

(ウ) 新愛知県がんセンター整備基本設計業務特記仕様書

(エ) 建築設計業務委託共通仕様書

(オ) プロポーザル様式集(様式第1~15号)

(カ) 新愛知県がんセンター整備基本設計業務委託契約書(案)

(2) 参考資料

参考資料の配布を希望する者は、機密保持誓約書(様式第14号)を2027年1月20日(水)までに提出すること。提出は「(1)イ 問合せ先」に電子メールで提出すること。なお、提出後、電話で受信確認を行うこと。

ア 開示対象となる参考資料

(ア) 新愛知県がんセンターPFIアドバイザー業務報告書(基本計画検討資料)

(イ) 新愛知県がんセンターPFIアドバイザー業務報告書(基本計画検討資料以外)

(ウ) 愛知県がんセンター敷地内における測量・地質・地歴アスベスト調査報告書 地質調査編

(エ) 愛知県がんセンター敷地内における測量・地質・地歴アスベスト調査報告書 測量調査業務編

(オ) 愛知県がんセンター敷地内における測量・地質・地歴アスベスト調査報告書 アスベスト調査編

(カ) 愛知県がんセンター敷地内における測量・地質・地歴アスベスト調査報告書 土地利用履歴調査編報告書

(キ) 愛知県がんセンター敷地内建築物コンクリート劣化状況等調査報告書

(ク) 地中埋設物調査結果

(ケ) 既存現況図

(コ) 現地インフラ状況図

(サ) 現がんセンターエネルギー使用量

(シ) 先行工事関連資料

(ス) 想定工程表

(セ) 愛知県がんセンター敷地内におけるアスベスト分析調査成果品

(ソ) 参考概算工事費算定書の様式(本業務中に使用するもの)

イ 配布期間

2026 年 10 月 30 日（金）から 2027 年 1 月 21 日（木）まで
ウ 参考資料は、県のデータ送受信システムを利用して配布する。

（３） 質問・回答

ア 提出方法

質問書（様式第 13 号）を「（１）イ 問合せ先」へ電子メールで提出すること。なお、提出後、電話で受信確認を行うこと。

イ 提出期限

2026 年 11 月 6 日（金）午後 5 時

ウ 回答方法

2026 年 11 月 12 日（木）までに愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/new-acc-kihonsekkei.html>）へ掲載する。

（４） 現地見学会

ア 現地見学会参加申請書の提出

希望者は、以下の手順に基づき、現地見学会参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、現地見学会参加申請書（様式第 9 号）を参照すること。

イ 提出書類

現地見学会参加申請書（様式第 9 号）を「（１）イ 問合せ先」へ電子メールで提出すること。なお、提出後、電話で受信確認を行うこと。

ウ 提出期間

2026 年 11 月 13 日（金）から 2026 年 11 月 17 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

エ 現地見学会参加通知書の交付

現地見学会参加通知書に現地見学日時を記載のうえ、参加要件が認められた参加者に対して、参加資格要件確認結果通知書と併せて交付する。

オ 現地見学会実施期間

「４ 日程」に示す期間の午前 9 時～午後 4 時（閉庁日を除く。）

カ 留意事項

参加者間での公平性・透明性を確保するために、現地見学会では質疑は一切行わないこととする。

（５） 参加申込の手続

ア 提出書類

以下、様式第 1～8 号を「参加資格要件確認書等」という。

様式等	提出部数等
①参加申込書（様式第 1 号）	各 2 部 （正本 1 部、 副本 1 部）
②会社概要（様式第 2 号）	
③業務実績（様式第 3 号）	
④共同企業体結成届（様式第 4 号）	
⑤新愛知県がんセンター基本設計業務共同企業体協定書（様式第 5 号）	
⑥委任状（様式第 6 号）	
⑦使用印鑑届（様式第 7 号）	
⑧管理・主任技術者の経歴・業務実績等（様式第 8 号）	

※上記の書類（資格を証明する書類や、業務実績を証明する書類等を含む。）について、印刷物の他に、メールにて PDF データを別に提出すること。

※様式第4～7号の提出は、共同企業体を組成する企業のみに限る。

イ 提出期間

2026年11月13日（金）から2026年11月17日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

（1）イに同じ。

エ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者または同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）または持参により提出すること（郵送または信書便による場合は、イの期間中に、（1）イの場所に必着とする。）。なお、提出書類のサイズは日本産業規格A4版片面を標準とする。ただし、A3版の様式は、A4版に折りたたむこと。また、提出書類は様式番号の順にまとめて提出すること。

オ 留意事項

- （ア）参加者等の業務実績は、「3 参加資格（2）参加者等に要求される資格」に記載する業務を完了したものを対象とすること。
- （イ）配置予定技術者の業務実績は、「3 参加資格（3）配置予定技術者に要求される要件等」に記載する業務を完了したものを対象とすること。
- （ウ）配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（確認通知書（事業主通知用）等。なお、個人番号（マイナンバー）は黒塗りすること。また、その他記号番号等、雇用関係を証明するにあたり不要と考えられる部分も黒塗りして差し支えない。）を併せて提出すること。
- （エ）本業務の一部を第三者に委託する場合は、対象業務の開始までに書面にて発注者の承認を得ること。
- （オ）記載した業務実績について、契約書等の写し（実績の証明できる該当部分で可。）を提出すること。また、配置予定技術者がその業務を担当したことを証明する業務計画書または業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- （カ）記載した配置予定技術者の保有資格について、保有を証明する資格証等の写し及び受講票を添付すること。
- （キ）様式第8号については、配置予定技術者ごとに作成すること。

カ 参加資格要件確認結果・技術提案書提出要請

- （ア）参加資格を満たす者には、参加資格要件を満たす旨並びに技術提案に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する旨を通知する。
- （イ）参加資格を満たさない者には、参加資格要件を満たさない旨とその理由を通知する。
なお、通知した日（通知書面に記載の日付）の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く。）の期限までに理由について説明を求めることができる（書面にて発注者に要請）。その回答は、説明を求めた日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- （ウ）参加資格要件確認結果・技術提案書提出要請の通知は、2026年11月25日（水）頃に電子メールで通知する。

（6）技術提案書等の手続

ア 提出書類

以下、様式第10～12号を「技術提案書等」という。

様式等	提出部数
①技術提案書（様式第10号）	各12部

②業務実施方針（様式第 11 号）	（正本 1 部、 副本 11 部）
③技術提案課題に対する技術提案（様式第 12 号）	

イ 記載要領

（別紙）技術提案書作成要領（１）による。

ウ 提出期間

2026 年 11 月 25 日（水）から 2027 年 1 月 21 日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下、「休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

エ 提出方法

郵送、信書便または持参により提出すること（郵送または信書便による場合は、ウの期間中に、（１）イの場所に必着とする。）。なお、提出書類のサイズは日本産業規格 A 4 版片面を標準とする。ただし、A 3 版の様式は、A 4 版に折りたたむこと。また、提出書類は様式番号の順にまとめて提出すること。

6 最優秀提案者の選定に関する事項

本プロポーザルの実施から契約の相手方となる候補者（以下「最優秀提案者」という。）の選定までを行うため、新愛知県がんセンター整備基本設計業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

（１） 選定委員会

最優秀提案者等の選定は、次に掲げる 7 名の委員により組織された選定委員会にて行う（順不同）。

所属・職位	役職	氏名
名古屋大学大学院工学研究科教授	委員長	恒川 和久 氏
慶應義塾大学名誉教授、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター理事長	委員	伊香賀 俊治 氏
名古屋医療センター病院長	委員	小寺 泰弘 氏
赤羽リハビリテーション病院病院長 （前国立がん研究センター中央病院病院長）	委員	島田 和明 氏
愛知県がんセンター病院長	委員	山本 一仁 氏
愛知県がんセンター研究所長	委員	井本 逸勢 氏
愛知県建築局技監	委員	武田 博幸 氏

（２） 最優秀提案者の選定

選定委員会が、最優秀提案者の選定を二段階審査方式で実施する。

ア 一次審査（技術提案書等の審査）

選定委員会において一次審査を行い、技術提案書等を提出した参加者から 5 者程度を一次審査通過者として選定する。選定結果については、一次審査終了後に「一次審査結果通知書」をメールで通知する。

非選定となった者にあつては、通知をした日（通知書面に記載の日付）の翌日から起算して 7 日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の期限までに理由について説明を求めることができる（書面にて発注者に要請）。その回答は、説明を求めた日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

（ア）審査基準

別紙「新愛知県がんセンター整備基本設計業務公募型プロポーザル審査基準書」（以下「審査基準書」という。）に基づき審査する。

（イ）結果通知日

2027 年 2 月 8 日（月）

イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

選定委員会において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、審査基準に定める配点に基づく各委員の評点の総合計点の最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者とする。

二次審査参加者には、「二次審査結果通知書」を電子メールで通知する。最優秀提案者以外の者にあつては、通知をした日（通知書面に記載の日付）の翌日から起算して 7 日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の期限までに理由について説明を求めることができる（書面にて発注者に要請）。その回答は、説明を求めた日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

（ア）実施日

2027 年 2 月 11 日（木・祝）

（イ）実施場所

愛知県庁周辺会議室（詳細は、一次審査結果通知時に連絡する。）

なお、二次審査の際、事務局に当日の参加者名簿（様式任意）を提出すること。

（ウ）出席者

予定管理技術者、予定建築（意匠）担当主任技術者を含めることとし、人数は 6 名まで（パソコンを操作する者を含む。）とする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、予定建築（意匠）担当主任技術者が説明及び回答を主として行うこととする。（各主任技術者の担当分野に対する補足説明は妨げない。）

（エ）審査基準

別紙「審査基準書」に基づき、審査・採点する。同点の場合の取扱いは、次のとおりとする。なお、判定の優先順位は a、b、c の順とする。

- a 審査項目「技術提案」の合計点が高い者
- b 審査項目「技術提案」の「技術提案課題①」の得点が高い者
- c 上記においても同点の場合は、審査委員の協議により決定する。

（オ）その他

- a プロジェクター及びスクリーンまたはモニターは発注者において用意する。
- b プレゼンテーション・ヒアリングは 1 者ごとに実施し、所要時間はプレゼンテーション 20 分、ヒアリング 30 分とする。
- c プレゼンテーションにおいて、模型及び拡大パネルの使用は認めない。また、動画の使用は認めない。
- d プレゼンテーションは、提出済みの技術提案書等の内容に限る。それらを拡大縮小もしくは再配置し、まとめたスライドを用いてプレゼンテーションを実施することができる。なお、当日の追加資料の配布は認めない。
- e 選定委員からの質問に対する回答も提案内容となるため、その点も踏まえた回答をすること。
- f 参加者の所属企業名称等は、一切伏せること。
- g プレゼンテーション・ヒアリングにおける、出席者の録音、録画については認めない。

（カ）結果通知日

2027 年 2 月中旬

7 設計業務委託契約

(1) 契約交渉

選定委員会から推薦され、発注者が特定した最優秀提案者を当該業務に係る委託契約の見積書徴取の相手方とし、契約の交渉を行う。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約締結

最優秀提案者から徴取した見積書の金額が発注者の定める予定価格以下であれば、その額により随意契約を締結する。

ただし、契約締結時まで本要領に定める資格等に該当しなくなった場合は契約しないこととし、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、この場合も発注者は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

8 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの、また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡等公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。
- (8) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限る。
- (2) 参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出期間以降における参加申込書、技術提案書及び資料の差し替え並びに再提出は認めない。また、記載した予定技術者（管理技術者及び各主任技術者）は、原則として変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の資格及び実績を有する技術者とすること。なお、変更に当たっては、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 選定された技術者提案書等の内容については、本業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (6) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された書類は、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に基づき公開する場合がある。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、発注者は全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

- (7) 参加者が1者のみであっても審査を実施する。ただし、提出された技術提案書等の内容が選定委員会の定める基準に達していないと判断された場合は、最優秀提案者として選定しないことがある。
- (8) 以下の内容については、愛知県のウェブページに公表する。
- ア プロポーザルの経緯
 - イ 最優秀提案者及び次点者の企業名及び点数
 - ウ 最優秀提案者に対する選定委員会の講評
- (9) 契約書は、新愛知県がんセンター整備基本設計業務委託契約書（案）により契約書を作成する。
- (10) 参加申込書（様式第1号）または機密保持誓約書（様式第14号）を提出した者について、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第15号）を提出すること。
- (11) 本業務を受託した者（協力事務所を含む。）及びこれと資本面若しくは人事面において関連がある者について、本事業に係る実施設計業務の受託者または工事施工者（下請負人を含む。）となることができない。また、当該実施設計業務及び工事に係る入札等の手続に参加することもできない。
- (12) 「新愛知県がんセンター整備 CM（コンストラクション・マネジメント業務）」の受注者、「新愛知県がんセンター開設支援業務」の受注者及び「米国医療研究機関との連携支援業務」の受注者及びその関連企業等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (13) 本業務を受託した者に対し、別途、意図伝達業務や工事監理業務を発注する場合がある。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び本事業に係る計画が変更または中止される場合がある。この場合、参加者に対して発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合または審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - エ 本プロポーザルの参加者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をした場合
 - オ 本件の公示日から最優秀提案者特定までの間に、本プロポーザルに関する営業行為を行った場合

技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたり以下の事項を満たすこと。

(1) 技術提案書の記載要領

- ア 様式第 11 号はA 4用紙縦使い・片面、様式第 12 号はA 3用紙横使い・片面とし、参加者の任意書式で作成すること。ただし、紙面右上に発注者が提示した仮企業名を記載し、様式番号を紙面左上に記載するとともに提案対象となるテーマ名を明記すること。
- イ 様式第 11 号及び様式第 12 号には、別紙「審査基準書」に示すテーマに対する提案内容を具体的に記載し、用意枚数は別紙「審査基準書」を参照すること。
- ウ 様式第 11 号及び様式第 112 号における文字サイズは、読みやすい大きさとし、10 ポイント以上を原則とする。また書体は読みやすいものとする。
- エ 様式第 11 号及び様式第 12 号には、業務への取組方針、実施体制、設計チームの特徴、設計上特に重視する配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔・明確に記述すること。
- オ 様式第 11 号及び様式第 12 号には、提出者（共同企業体の場合は、構成員及び協力者を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載しないこと。

(2) 建築と条件

- ア 新愛知県がんセンター整備基本設計業務特記仕様書に記載の事項、特に I . 5 設計と条件等、及び I . 6 事前調査概要の内容を理解・遵守のうえ、提案を行うこと。
- イ 各棟の計画について、特に、実施設計以降の事業スケジュールについて、現状、想定工程表のと通りの整備スケジュールを想定している。そのため、分棟化に配慮しつつ各棟の施工性・各種申請手続の実現性を十分検討し、実現性のある配置計画等を提案すること。
- ウ 新愛知県がんセンターPFI アドバイザリー業務報告書（基本計画検討資料）に示す工事ステップ、工事期間中の工事車両動線、施設利用者動線その他の建替計画は、本事業における基本条件として取り扱うものとし、原則としてこれを踏襲すること。ただし、安全性、施工性、事業継続性または周辺環境への影響等の観点から、明らかに改善効果が認められる場合は、代替案を提案することを妨げない。なお、提案内容の採否にかかわらず、実際の工事手順等については、設計段階において改めて詳細検討を行うものとする。